

議員全員協議会会議録

令和7年7月14日

宮古市議会

令和7年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月14日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
散 会	12

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和7年7月14日（月曜日） 午前11時14分

場 所

議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）令和7年度県要望について

出席議員（21名）

1番 佐々木真琴君
4番 山崎高広君
6番 古舘博君
8番 今村正君
10番 木村誠君
12番 小島直也君
14番 伊藤清君
16番 工藤小百合君
18番 落合久三君
20番 田中尚君
22番 橋本久夫君

2番 畠山智章君
5番 佐藤和美君
7番 中嶋勝司君
9番 白石雅一君
11番 西村昭二君
13番 鳥居晋君
15番 高橋秀正君
17番 長門孝則君
19番 松本尚美君
21番 竹花邦彦君

欠席議員（1名）

3番 水木高志君

説明のための出席者

説明事項（1）

企画部長 岩間健君
副主幹兼
企画創生係長 竹田真吾君

企画課長 久保田英明君

議会事務局出席者

事務局長 三上巧
主査 吉田奈々

次長 刈屋巧
議会運営事務員 中村奈津希

開 会

午前11時14分 開会

○議長（橋本久夫君）

それでは、時間となりましたので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、説明事項1件となります。

<説明事項>（1）令和7年度県要望について

○議長（橋本久夫君）

それでは、説明事項の1、令和7年度県要望について説明を願います。

岩間企画部長。

○企画部長（岩間 健君）

それでは、令和7年岩手県要望につきまして、ご説明とご依頼を申し上げたいと存じます。9月1日に要望活動を行うということで県のほうで調整しております。本日は市としての要望項目、要望書案を整理いたしましたので、ご説明の上、議会の皆様からご意見をちょうだいし、宮古市、議会として、連名で要望書を提出するところまで、同一步調でまいりたいと思いますのでご協力方お願いいたします。詳細につきましては、久保田企画課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

久保田企画課長。

○企画課長（久保田英明君）

それでは私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

着座で結構です。

○企画課長（久保田英明君）

それでは、議員全員協議会説明資料と書かれた資料をご覧願います。資料をめくっていただきまして2ページをお願いいたします。

繰り返しになりますが、1、要望日程につきましては、現在、9月1日月曜日で調整中でございます。下段の2、要望までのスケジュールにつきましては、本日の説明後、8月4日をめどに、ご意見等頂きまして、その後、修正等を加えたものを改めて提示させていただきたいと存じます。

次に3ページをお願いいたします。

要望の概要を記載しております。（1）の項目数です。項目数ですが、大項目は、令和6年度と同じ12の項目、小項目は47項目となっております。（2）は新規の要望項目を4ページにわたりまして記載しております。そして5ページには（3）といたしまして、令和6年度で要望を休止、終了するものを記載しております。それぞれ赤字で県の対応状況等を記載しております。これらの新規、休止、終了する項目を含めまして、要望書の本文を説明いたしますので、別ファイルの要望書案をご覧願います。

要望書の表紙をめくっていただきまして、市長と議長の連名による県知事あての要望書につきましては、要望内容の確定した時点で修正を加えたいと存じます。

次のページからが要望項目の一覧となっております。各要望の内容につきましては、本文のほうで説明をさせていただきます。

ページをめくっていただき、1ページをご覧ください。

大項目の1番、燃油・物価高騰における経済対策についてでございます。燃油価格や電気ガス料金を含む物価高騰の影響を踏まえ、燃油価格、物価の安定や地域経済が回復するまで、地方創生臨時交付金の配分額の増額など、全面的な財政措置を講じるよう国に強く働きかけることと記載をしております。

2ページをご覧ください。

大項目の2番、公共交通の維持確保についてでございます。要望項目の1点目といたしまして、幹線バス路線の維持確保のため、県単補助金において、地域の実情や社会情勢に応じた要件の緩和及び補助上限額の拡大を図ること。2点目といたしまして、国庫補助路線においては、要件を満たせずに事業者負担が生じている状況から、県と沿線市町村による協調補助の制度を創設すること。3点目といたしまして、全ての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通の本格運行に要する経費に対し、補助制度を創設すること。4点目として、三陸鉄道及びJR山田線の維持に向けて、県が主導し、利用促進及び国への働きかけを実施することと記載をしております。なお、昨年度要望いたしました八木沢・宮古短大駅アクセス路整備に係る支援につきましては、令和6年度に国庫補助要件となる計画の変更及び再認定手続が完了したことから、要望項目を削除しております。

3ページをお願いいたします。

大項目の3番、災害に強いまちづくりの推進について、以下の5項目を記載をしております。

(1)の河川の適切な維持管理について。要望項目の1点目として、近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂しゅんせつや流木の除去など、河川機能の強化を図ること。また、特定箇所の河道掘削の早期着手、流木伐採の計画的な実施について記載をしております。2点目として、砂防堰堤について、老朽した施設の調査や長寿命化計画に基づいた施設の修繕、維持管理の実施、3点目といたしまして、河川水門施設の改良、改修に必要な予算を確保の上、早急に対応すること。4点目として、河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉型へ改良すること。5点目として、社会資本整備総合交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけることと記載をしております。

(2)の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について。要望項目の1点目として、整備中の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業について、早期に完成するよう特定箇所を記載をしております。2点目として、被害が多数発生した地区に対する早急な対策と、4ページに移っていただきまして、土砂災害特別警戒区域について、適切な維持管理の継続と早期に事業化するよう特定箇所を記載しております。3点目といたしまして、令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名地区の山腹崩壊について早急に完成するよう記載しております。4点目として、豪雨、台風による災害を未然に防ぐ予防治山事業について、早急に完成するよう特定箇所を記載しております。

(3)の浸水対策事業の推進について。要望項目の1点目として、社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけることと記載をしております。2点目として、根市地区について、台風第10号により浸水被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うことと記載をしております。

(4)の水防警報河川の追加指定について。新たに危機管理型水位計が設置された河川に係る水防警報河川へ

早急に追加指定するよう、それぞれ特定箇所を記載しております。

(5) の漁港整備における復興関連事業終了に伴う財政負担増加への対策について。通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備について、負担の軽減策を講じることと記載しております。

5 ページをお願いいたします。

大項目の4番、道路交通ネットワークの整備促進について、以下の5項目を記載しております。

(1) の宮古盛岡横断道路の整備促進について。要望項目の1点目として、田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に必要な予算確保、2点目として、箱石達曾部道路から箱石地区へのアクセス向上、3点目として、国土交通大臣管理の指定区間への編入について国に強く働きかけることと記載しております。

(2) の国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について、要望項目の1点目として、一般国道340号宮古岩泉線全線の整備計画の早急な提示、2点目として、和井内押角工区の早期完成、3点目として、未改良区間の早期事業化について記載をしております。

(3) の国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について。要望項目の1点目として、のり面補強や落石防護柵の設置など、防災対策に必要な予算の確保、施設整備の推進、2点目として、現国道106号と市道廻立線との交差点改良の早期完成、6ページに移っていただきまして、3点目として、重茂半島線について早期に全線改良をすること。4点目として、紫波江繋線について、大畑地区からタイマグラ地区の道路改良整備、5点目として、大槌小国線について、土坂峠トンネルの早期事業化、6点目として、宮古岩泉線について、宮園団地から田代地区に至る区間の早期改良について記載をしております。

(4) の通学路の安全確保について。要望項目の1点目といたしまして、歩行者の安全を確保するため、通学路への歩道の設置、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むこと。2点目として、宮古市通学路交通安全プログラムによる合同点検で危険とされた箇所の早急な安全対策の実施について記載をしております。

(5) の宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話不感エリアの解消及び改善について。要望項目の1点目といたしまして、岩手県の地域防災計画において、緊急輸送道路と位置づけられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善。2点目として、立丸峠及び押角峠について、トンネル及びその前後区間が長距離にわたり不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。3点目として、国及び通信事業者への働きかけや、早期事業化に向けて引き続き支援することと記載をしております。

7 ページをご覧ください。

大項目の5番、重要港湾宮古港の機能強化について、以下の6項目を記載しております。

(1) の重要港湾機能の強化について。要望項目の1点目といたしまして、重要な港湾機能であるタグボートの常駐は県の責任において行うこと。2点目として、地震に強い耐震強化岸壁整備の早期事業化、3点目として、早急に藤原地区の静穏度向上対策を図ることと記載をしております。

(2) のポートセールスの強化について、要望項目の1点目として、フェリー定期航路の再開に向けたポートセールスの強化。2点目として、クルーズ船の寄港効果を県外へ波及させるため、インバウンド対策など、受入れ環境の整備や歓迎事業に必要な予算の確保、ポートセールスの強化、3点目として、港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスの強化を記載しております。

(3) 以降は新規に追加をした項目でございます。

(3)の貨物の一時保管港としての機能強化について。8ページに移っていただきまして、要望項目の1点目として、バラ貨物を一時保管できる上屋の増設、2点目として、貨物をストック可能な倉庫の新設、3点目として、3号上屋の改修による利便性の向上を記載しております。説明の補足といたしまして、各上屋の位置関係や、3号上屋の現在の使用状況を添付しております。

(4)のクルーズ船寄港増加による対策について。9ページに移っていただきまして、要望項目の1点目として、廃土処理によるF10バース先の埋立て等による大型クルーズ船に対応した岸壁の早期整備、2点目として、令和8年度以降のクルーズ船寄港を見込み、C I Q対応も可能な乗客受入れ施設の早急な整備、3点目として、F3バースにおけるクルーズ船の入港可能最大船舶の調査と航行安全対策の策定、4点目として、クルーズ船の寄港日との重複により生ずる貨物船の滞船料への支援の検討について記載をしております。説明の補足といたしまして、要望に関する各バースの位置関係を示しております。

(5)の内航船停泊時におけるソーラス対応について、内航船停泊時に船員が夜間や日曜、祝日でも外出できるよう対策を講じることと記載しております。

(6)の宮古港藤原地区の水道管更新について。宮古港藤原地区の老朽水道管の早期更新について記載をしております。

10ページをご覧ください。

大項目の6番、移住定住の推進について。若者の移住推進に向けた支援策の拡充として、いわて若者移住支援金の対象者の居住地要件を東京圏内から岩手県外に緩和することと記載をしております。

11ページをご覧ください。

大項目の7番、鳥獣被害防止対策の推進について。要望項目の1点目として、鳥獣被害対策と一体的に効果が期待できるジビエの活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域の見直しに係る国への働きかけ、2点目として、食肉に利用する個体の放射能検査費用について、これまでと同様に、国の責任において全額負担するよう国へ強く働きかけること。3点目として、被害状況に合わせた鳥獣保護区の解除や範囲の縮小などの見直しによる有害鳥獣対策の実施、4点目として、サルを目撃情報の増加と農業被害の確認に伴い、サルの管理計画及び対応マニュアル等の作成、5点目として、ジビエ施設の整備に係る鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業について、県補助上限額の引上げについて記載をしております。

12ページをご覧ください。

大項目の8番、養殖事業の推進について。要望項目の1点目として、ウニの陸上養殖にかかる知識や技術の支援、必要な費用に対する支援制度の創設、2点目として、新たな魚介類養殖の可能性調査の実施について記載をしております。なお、昨年度要望いたしました、ホシガレイの種苗生産及び安定的な供給体制の早急な整備については、国や県の研究機関等において、ホシガレイの種苗生産技術の開発や生産体制の構築が進められていることから、要望を終了するものでございます。

13ページをご覧ください。

大項目の9番、観光の振興について、以下の2項目を記載しております。

(1)の三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進について。要望項目の1点目として、三陸ジオパーク認定ガイドの研修会や育成プログラムを実践すること。2点目として、みちのく潮風トレイルの周知宣伝を図り、誘客を強化することと記載をしております。

(2)の観光関連施設の修繕について。要望項目の1点目として、老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレ及び

鯉ヶ崎トイレの建て替え、2点目として、臼木山トイレの洋式化、3点目として、浄土ヶ浜園地内の遊歩道トンネルを早急に補修すること。4点目及び5点目として、みちのく潮風トレイルルート上の各種施設を早急に改修するよう特定箇所を記載しております。14ページには、修繕を要望する箇所の状況写真をそれぞれ添付しております。

15ページをお願いいたします。

大項目の10番、医療・福祉の充実について、以下の3項目を記載しております。

(1)の県立宮古病院の医師の確保等について、要望項目の1点目として、県立宮古病院の医師及び看護師の不足の解消と医療サービスの向上、2点目として、ドクターヘリを増機するなど、輸送体制の強化、3点目として、県立宮古病院への救命救急センターの設置について記載をしております。

(2)の高校生までの医療費助成制度の拡大について。要望項目の1点目として、県事業として実施している医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生の入院・外来まで対象を拡大すること。2点目として、全国一律のこども医療費助成の制度創設について国に強く働きかけることと記載をしております。

(3)のリハビリテーションセンターのサテライト施設の設置については、沿岸地域において、回復期リハビリテーションを担う高度で専門的な医療を充実させるため、サテライト施設を市内に設置することと記載しております。なお、昨年度要望いたしました介護施設等の整備に関する補助単価の引上げにつきましては、要望どおり、補助上限の引上げ等が行われたことから、要望項目を削除しております。一方で、介護職員の人材確保については、この後ご説明する大項目の12番に含めて要望を継続いたします。

16ページをお願いいたします。

大項目の11番、こどもの健やかな成長を支える環境の整備について、以下の4項目を記載しております。

(1)の教育環境の整備について。要望項目の1点目として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員、2点目として、指導主事の配置数の現定数の維持について記載しております。

(2)の岩手県立宮古水産高等学校の存続について。要望項目の1点目として、水産高校を存続すること。2点目として、養殖への専門的な知識及び技術を習得できる環境の整備について記載をしております。

(3)の幼児教育・保育及び児童発達支援の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について。17ページに移っていただきまして、要望項目の1点目として、いわて子育て応援保育料無償化事業の対象の拡大、2点目として、3歳未満児の保育料及び児童発達支援に係る利用料について、課税・非課税の差を設けず、全員を無償化の対象とするよう国に強く働きかけること。3点目として、副食費の無償化を国に強く働きかけることと記載をしております。

(4)の学校給食費の無償化の早期実現について。全県で学校給食費を無償化するための財政支援を講じることと記載をしております。

18ページをご覧ください。

大項目の12番、国に対する要望の強化について、以下の17項目を記載しております。

(1)の福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について。要望項目の1点目として、海洋放出によらない新たな処理、保管方法の検討、また、トリチウムの除去技術開発に取り組むこと。2点目として、国民への丁寧な説明等により、さらなる風評被害を発生させないよう取り組むこと。3点目として、水産資源への風評被害の対応は、国が主体となり、財政支援を含め速やかに行うことと記載をしております。

(2) の災害援護資金の償還免除等の取扱いについては、物価高騰の影響や高齢のため、返還が困難な人がいる状況から、回収困難な案件については、償還免除にできるよう免除要件を改めることと記載をしております。なお、昨年度要望いたしました現行の免除要件の適用に当たり、償還困難、無資力等の要件について具体的な運用基準を明示すること、最長13年間となっている償還期間について、当面5年間延長するよう所要の法令等改正を行うことにつきましては、令和7年4月25日の災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、市町村が災害援護資金の支払い猶予を適用し、償還期間を延長した場合、国及び県の償還に係る履行期限も同様に延長する特約が設けられたことから、要望内容を変更するものでございます。

(3) の過疎対策事業債の償還期限の延長について。19ページに移っていただきまして、要望項目の1点目として、財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、30年に延長すること。2点目として、既往債についても延長後の償還期限を適用することと記載をしております。

(4) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債による財政支援の延長について。令和7年度までの時限措置である緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、令和8年度以降も継続することと記載をしております。なお、今回新たに緊急自然災害防止対策事業債を追加しております。

(5) 脱炭素に向けた再生可能エネルギーの推進について。要望項目の1点目として、中小企業の省エネ化や、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の導入に向けた支援の拡充。2点目として、国主導による送電網の増強とあわせ、地域に裨益する再生可能エネルギーの系統接続費用の軽減、3点目として、国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を迅速に推進するとともに、その普及拡大を図ること。4点目として、大規模洋上風力発電事業の推進に当たり、地元発注による雇用の拡大をはじめ、地域経済の発展に資する取組を進めること。20ページに移っていただきまして、5点目として、脱炭素化推進事業債について、事業期間の延長を含む拡充を図り、国庫補助事業活用後の地方負担分への充当などの対応を可能とすることと記載をしております。

(6) のE T B Eの水道水の要検討項目への追加について。水道法上の水道水の要検討項目に追加することと記載をしております。

(7) の加齢性難聴者への補聴器購入助成については、国における公的助成制度の創設について記載をしております。

(8) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について。要望項目の1点目として、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。2点目として、妊産婦医療費助成の現物給付に対する国庫負担減額調整措置を廃止すること。21ページに移っていただきまして、3点目として、子供に係る均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子供に拡充するとともに、国において必要な財源を確保すること。4点目として、特定健診に係る国庫補助単価の引上げとともに、詳細な健診の実施基準の改正について記載をしております。

(9) の地域生活支援事業費等補助金の適切な交付について、補助金の交付額が、法で定める補助率の上限と乖離をしていることから、必要な予算を十分に確保し、配分することと記載をしております。

(10) の国土調査関係予算の確保について、財源を十分に確保し、要望額に対する配分額を増額することと記載をしております。

(11) クロマグロの漁獲可能量の増枠については、要望項目の1点目として、近年の漁獲規制効果による資源量の回復傾向を踏まえ、日本の漁獲枠の増額を強力に働きかけること。2点目として、近年の放流状況を勘案した配分を行うこと。3点目として、クロマグロの漁獲可能量を増枠することと記載をしております。

(12) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引上げについて。22ページに移っていただきまして、自治体の負担を軽減するため、補助率及び配分基礎額を拡充することと記載をしております。

(13) 介護職員の人材確保について。介護職員の給与を全産業平均の水準まで引き上げるよう、さらなる処遇改善措置を講じるよう記載をしております。

(14) からは新規の項目となります。

(14) 地域の実態に即した適切な訪問介護報酬の設定について。過疎地域の訪問介護サービスにおいては、事業所から訪問先までの距離が遠いケースが多いことから、地域の実態に即した介護報酬の設定など、必要な措置を講じることと記載をしております。

(15) 不登校児童生徒への学習活動の機会の確保について。個々の状況に応じた学習の場を確保できるよう、フリースクール等利用に対する支援措置を講じることと記載をしております。

(16) 海岸保全施設に係る維持管理費について。23ページに移っていただきまして、水門・陸閘等の自動閉鎖システムによる遠隔操作化等に伴って生じる費用への財政措置について記載をしております。

(17) デジタル社会の推進に向けた地方公共団体情報システムの運用経費に対する財政支援について。全国共通の基幹業務を処理する地方公共団体情報システムの運用経費に対する財政支援について記載をしております。

なお、昨年度要望いたしました廃校施設解体経費の財政支援については、廃校舎の活用、除却など、市の方針等を整理の上、必要に応じ要望を行うものとし、要望を休止するものでございます。

以上が要望項目でございます。巻末につきましては、これらの要望項目について、地図に落とし込んだ位置図を添付をしております。また、参考資料といたしまして、令和6年度県要望との新旧比較を別ファイルで添付をしております。以上、要望項目の案でございますので、各委員会でご審議を頂きまして、後ほどご意見を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件については、各常任委員会で協議をしていただきますけれども、何かご質問があれば、挙手を願います。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

今お話のように、これから各常任委員会で審議をしていく、内容の是非も含めて議論がされていくというふうに思います。その際のちょっと参考にしたいというふうに思いますので、お聞きをしたいのが何点かあります。最後の23ページに関わる部分でございます。23ページの、最初に、水門、陸閘等の自動閉鎖システムによる費用負担について国に対して要望すると、これが新規要望になっているわけですが、現実はこの水門、陸閘の閉鎖システムによって、宮古市でどの程度の費用負担が生じているのか。当然それがかなりの額になっているということと新規要望になったというふうな理解をするわけですが、参考までに、市の費用負担、どの程度になっているのかですね、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（橋本久夫君）

久保田企画課長。

○企画課長（久保田英明君）

合計の金額で800万円ほどの支出となっております。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

ちなみにこの水門陸閘を遠隔操作システムをしている箇所は何か所ですか。

○議長（橋本久夫君）

久保田企画課長。

○企画課長（久保田英明君）

宿地区が陸閘一つ、水門一つで二つでございますし、あと津軽石の陸閘が3基、それから水門が3基、津軽石のほうが6か所となっております。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

その点については理解をします。

その次、下の（17）です。デジタル社会の推進に向けた地方公共団体情報システムの運用経費に対する財政支援。これもですね、デジタル推進課長のほうから、以前、説明を受けて、この費用負担の問題がこれからの課題だというふうに説明を受けた記憶がございます。そこで、この自治体の運用経費の負担、どの程度が、実際運用される場合に見込まれているのか、これも新規要望になっておりますので、参考までにお聞かせ頂きたいというふうに思います。

○議長（橋本久夫君）

久保田企画課長。

○企画課長（久保田英明君）

国の標準システムに移行するということで現在も独自のといいますか、システムの運用には経費がかかっているわけでございますけれども、移行したと想定しまして、大体现在との差額で1億3,000万円ほどの増額が見込まれるという試算をしております。賃借5か年で1億3,000万円ということで試算をしている状況でございます。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

同じようなやつで、21ページ、国に対する要望の（11）クロマグロ、ここの前文のところに、毎年多くのクロマグロを放流している状況であることからというふうになっているんですが、宮古市内には三つ漁協がありますよね。その定置に入ったクロマグロを放流している。その数をきちんと掌握してるのは私の調査では重茂漁協のみ、田老と宮古はカウントしていないということだったんですが、1年ちょっと前までは。変わっているのかもしれませんが、この要望はとても重要だと思うので現状を県にもきちっと理解してもらおう上で、3漁協でどの程度、いつの時期っていうのもあると思うんですが、直近のやつで、そういう放流している尾数は分かりますか。

○議長（橋本久夫君）

岩間企画部長。

○企画部長（岩間 健君）

現段階で正直、数字を持ち合わせてございません。これからの水産課を通して、しっかりと、落合議員のお問合せに答えてその情報を共有するように、後ほど提供させていただくということで、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

ほかございませんか。

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

この件については、議会からの意見を集約し、市に提出する予定となっておりますが、意見がどのように反映されるのか、後日当局より説明を頂きたいと思いますので、当局におかれましては、ご配慮願います。

説明員は退席してください。

〔説明員退席〕

○議長（橋本久夫君）

それでは、今後の日程について確認いたします。事務局から説明をお願いします。

三上事務局長。

○議会事務局長（三上 巧君）

県要望につきましては、例年どおり委員会ごとに所管する要望項目の協議を行い、3合同委員会で集約する方法を進めたいと考えております。市への回答は8月4日までとなっております。各委員会の要望項目の所管については、配付しております案のとおり、所管の委員会で振り分けております。振り分け表をタブレットのほうに記載しております。二つの委員会にまたがると思われるものにつきましては、担当委員会の欄に網掛で色がついております。これにつきましては昨年と同様に、それぞれの委員会で協議を行い、3合同委員会で意見集約を行っていただきたいと考えております。各委員会での検討は7月25日までをお願いいたします。委員会の意見を報告・集約する場として、3合同委員会を7月29日に開催いたします。集約後は議長に内容を報告し、議会の意見として市へ提出いたします。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

ちょっと待ってください。

今説明が終わりました。この件について、ご意見があればお願いをいたします。

松本議員。

○19番（松本尚美君）

意見ということではないんですけども、私の記憶では、例えば令和6年度の県に対して要望したものの回答っというか、それがあったかなあという認識なんだけども、今回これ添付してないのは来てないということかな。

○議長（橋本久夫君）

三上事務局長。

○議会事務局長（三上 巧君）

来ておりまして、各委員会のフォルダのほうに、その資料も入っております。来ておりました。

○議長（橋本久夫君）

そのほかございませんか。

ないようでございますので、各委員会ではただいま決定したとおり、協議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この件については、これで終わります。

予定していた事項は全て終了いたしました。その他、皆さんから何かございませんか。

ないですか。なければ、事務局から連絡事項があります。

○議会事務局長（三上 巧君）

事務局からお知らせします。

9月の定例会議の日程につきまして、タブレットのほうに配信しております。9月定例会議の日程、現在、この日程で進める予定となっておりますので、ご確認のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（橋本久夫君）

では、これをもちまして…、刈屋次長。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

すいません。最後に事務局からもう一つです。

フォルダのほうを用意しておりましたけども、宮古市議会基本条例及び政治倫理条例の逐条解説の改正案というフォルダをつくっております。そちらのほうに資料がありまして、今配信しますが、7月10日に議会運営委員会を開催し、この二つの条例の逐条解説の改正について協議し、改正案を作成しております。このフォルダの中に、新旧対照表と、改正前の全文、改正後の全文ということで、二つの条例について載せております。基本条例については、改正がなかったと思われるんですが、前の改正のときから更新していない部分がありましたので、政治倫理条例の逐条解説の改正に合わせて基本条例のほうの逐条解説も改正しようとするものでございます。資料の説明はしないので、各自で確認していただきたいんですが、最終的には修正の箇所、お気づきの点がございましたらば、7月25日、金曜日までに事務局のほうにご連絡頂きたいと思います。期日後に、議長決裁の上、公表というような流れになっていきたいと思います。あとですね、資料の中の資料99というところに各資料の説明文、議会運営委員会のときに説明した資料分もつけておりましたので参考にしていただければと思います。説明は以上になります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（橋本久夫君）

では、よろしいでしょうか。

これをもちまして議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

○

宮古市議会議長 橋 本 久 夫